

議案第17号

損害賠償請求に係る訴えの提起について

次のとおり損害賠償請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平井伸治

1 相手方

東京都墨田区提通一丁目19番9号

大林道路株式会社 代表取締役 山岡礼三

2 請求の趣旨

布勢総合運動公園内陸上競技場において、平成14年から平成15年までに施工した全天候舗装材全面改修工事後に発生している当該舗装材の浮き上がりにより、利用上支障が生じているため、当該工事の請負会社である相手方に対して工事請負契約に基づく責任補償（無償修理）の履行を求めたが履行の意思がなく、その結果、県に損害が生じたので損害賠償金163,721,250円の支払及び訴訟費用の負担を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。